

令和7・8年度 物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請要領

三 豊 市

三豊市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成20年三豊市告示第188号)に基づき**令和7年6月1日から令和9年5月31日まで**の間に三豊市が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約(建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を希望される方は、次により書類を提出してください。なお、申請された内容については、三豊市情報公開条例等に基づき、その全部又は一部を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 受付期間 **随時受付可能**(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

2 提出方法 **郵送による受付に限る**

※紙の受付のみです。かがわ電子入札システムの使用はありません。

【受領書(三豊市において作成します。)が必要な場合は、110円切手を貼付した返信用封筒(定形郵便物の条件を満たす封筒)を必ず同封してください。】

※すべての事業者に対して、原則郵送による受付とします。封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留、簡易書留又はレターパックにより送付してください。ただし、やむを得ず持参する場合も受付可としますが、対面での審査は行わず、受領のみとします。

3 受付先 〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
(問い合わせ先) 三豊市総務部管財課 入札・契約係
電話(0875)73-3003

4 提出書類及び添付書類

(1) 提出書類【必ず三豊市指定の様式を使用してください。】

・チェックリスト(必要書類を確認し、該当欄に✓をつけてください。)

・競争入札参加資格審査申請書(別添様式1)

★提出書類はスキャンし電子化して保管しますので、ホッチキス留めせずにそのまま重ねて角2封筒やレターパックに入れて提出してください。

【フラットファイルは不要】

(2) 添付書類

① 納税証明書等(写しでも可)

区 分	提出する証明書
三豊市内に本社がある場合	A・C・D
三豊市内に営業所等がある場合	B・C・D
香川県内(三豊市外)に本社又は営業所等がある場合	C・D
香川県内に本社又は営業所等がない場合	D

A 三豊市税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書(本社分)

(三豊市役所税務課、市内各支所等において発行)…市税

B 三豊市内の営業所等の営業証明書及び三豊市に対する法人市民税の申告書の写し

(営業証明書は三豊市役所税務課、市内各支所等において発行)

※三豊市税務課へ営業所等の設立の届出がなされ、法人市民税の申告が適正に行われているかを確認するため、提出いただきます。なお、内容により、詳細を確認することがあります。

C 香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書

(香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにおいて発行)…県税

D 「法人税(申請者が個人の場合は所得税)」、「消費税及び地方消費税」について未納税額のない旨の証明書(納税証明書 様式その3の3、個人の場合は様式その3の2)(本社の所在地を管轄する税務署において発行。または、e-Tax にて取得できる電子納税証明書のPDFを印刷したものでも可)…国税

※ 各種証明書の交付請求には手数料が必要となります。

※ 各種証明書の交付請求書は、A及びBは三豊市、Cは香川県、Dは国税庁のホームページからダウンロードできます。

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

② 身分証明書(申請者が個人の場合に限る。)(本籍地の市区町村において発行)(写しでも可)

③ 商業登記等事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)(写しでも可)

④ 決算状況を明らかにする書類(申請者が法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書で、申請日の直前の事業年度の決算のもの。個人の場合は青色申告書など決算状況がわかるもの。)

⑤ 営業に関し、許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証明する書類又はその写し

(例) ・建築物清掃業 ・金属くず商 ・警備業 ・医療用具販売業
・医薬品販売業 ・計量器販売業 ・古物商 ・燃料販売業
・廃棄物処理運搬業・人材派遣業 ・揮発油販売業など

⑥ 委任状(申請者から営業所等の代表者に入札(見積)、契約の締結及び代金の請求受領等の権限を委任する場合に限る。)(別添様式 2)

⑦ 誓約書(別添様式 3)

(注)①、②、③については、申請年月日前3カ月以内の日付のものに限る。

5 提出書類の記入上の注意

(1) 競争入札参加資格審査申請書

1 申請者(本社情報)

- ・申請者は法人の場合は本社の代表者、個人の場合は本人とすること。
- ・申請者の記載内容は、登記事項証明書に記載している内容を記載すること。(住所、代表者職名等)
- ・印は、実印(法人は法務局、個人は市町村長に登録している印鑑)を押印すること。
- ・申請者の電話番号は、法人の場合は本社の代表番号、個人の場合は事業所等の代表番号を記入すること。

2 競争入札参加資格者名簿に登録しようとする本社又は営業所等 (契約先情報)

- ・申請者(本社)が市と直接取引を希望する場合 → 申請者(本社)について記入
- ・申請者が入札(見積)、契約の締結及び代金の請求受領などの権限を営業所等に委任する場合
→ 受任者となる営業所等について記入。なお、営業所等の代表者に権限を委任する場合は、法人等の代表者からの委任状を添付すること。

3 業種番号

別紙業種別営業種目一覧表の50項目(1～34、41～42、51～64)の業種名中、登録を希望する業種番号を最大で5業種まで選び、その記号を記入すること。(別紙業種別営業種目一覧表には、業種名に加え該当する営業種目名も選択すること。)

4 業種名の詳細

業種名の詳細は、3で選んだ業種番号の中から特に希望する種目番号をチェックすること。

5 特約店・代理店及び主要取引メーカー関係

申請者が特約店・代理店となっているメーカー名の欄は、製造元・総発売元など仕入れ先と特約店又は代理店契約を結んでいる場合について、その仕入れ先メーカー名を記入すること。

この場合、特約店・代理店関係を証明する書類を添付すること。

上記以外の主要取引メーカー名の欄には、特約店・代理店関係を除く主要な仕入れ先メーカー名を記入すること。

6 営業経歴等

- ① 創業日は法人の場合は商業登記事項証明書の設立年月日、個人の場合は事業等を開始した年月日を記入すること。
- ② 営業年数は上記の創業日から、申請日の属する月の初日までの通算の営業年数を記入すること。(1ヶ月未満は四捨五入すること。
また、合併・分社等を行った場合はその旨を備考欄に記入すること。
- ③ 払込資本額は申請日直前の決算時における、法人の場合は貸借対照表の資本金額、個人の場合は所得確定書類の元入金額を千円単位(端数四捨五入)で記入すること。
- ④ 現在資本額は申請日直前の決算時における、下記を千円単位(端数四捨五入)で記入すること。
法人の場合＝貸借対照表及び剰余金計算書:(純資産の部合計額)
個人の場合＝所得確定書類:(事業主借＋元入金＋青色申告前の所得金額)－(事業主貸)
- ⑤ 製造販売実績は申請日直前の決算時における、法人の場合は損益計算書の売上高、個人の場合は所得確定書類の売上金額を千円単位(端数四捨五入)で記入すること。
- ⑥ 従業員数は、本社及び営業所等の全従業員(役員を含む)で常時雇用している従業員の総数を記入すること。

7 その他

- ① 取引実績は、これまで官公署と取引実績がある場合に、官公署名、契約金額及び契約名称等を記入すること。(1契約単位とし3件まで)
- ② 営業上の許可、認可等の欄は、営業を行ううえで許可、認可、登録等を必要とする業種の場合、その名称を記入し、またそれを得たことを証明する書類又は写しを添付すること。

8 申請担当者

申請担当者欄は、申請内容に不明な点がある場合の連絡先となるので、実際にこの申請書を作成した担当者名等を記入すること。行政書士事務所等に依頼した場合も、社内での担当者を必ず決めておいてください。

(2) 委任状、誓約書

別添の所定用紙に必要な事項を記入し、押印のうえ提出すること。

(3) 申請書及び添付する書類の作成に用いる言語等

① 申請書、決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

② 申請書、営業経歴書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。なお、その他添付書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

6 資格の有効期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

7 審査結果の通知

受領書(三豊市において作成します。)の返送をもって審査を終了したとし、個別に結果の通知は行いません。(資格審査時に不備等がある場合に担当者へ連絡いたします。)

8 競争入札に参加することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、その事実があった後2年間競争入札に参加することができないことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者